

規 則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月八日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

埼玉県人事委員会規則七―一〇五一

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―二二二）の一部を次のように改正する。

「困難な業務を分掌する専門員

別表第一イの表中

警察署の課長

を 警察署の課長

「困難な業務を分掌する専

警察署の課長代理

門員

に改める。

附 則

この規則は、令和四年三月十八日から施行する。